



## 近時の「世界に開かれた国際金融センターの実現」に向けた取組みについて ～ キャリード・インタレストに関する税務上の取扱いの明確化、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の創設を中心に ～

執筆者: 河俣 芳治、下田 顕寛

### 一 国際金融センターに向けた取組み

現在、政府は、世界に開かれた国際金融センターとしての日本の地位を確立することを目指すと宣言し、海外の資産運用業者等の参入促進を中心として、日本の国際金融センターとしての機能を高めるための諸施策を進めています。

菅首相は、2020年10月に行った所信表明演説において、「海外の金融人材を受け入れ、アジア、さらには世界の国際金融センターを目指します。そのための税制、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和について早急に検討を進めます。」との方針を示すとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(同年12月閣議決定)においても、「海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融センター(Finance Place Japan)を実現する」ために、「海外で資産運用業等を行ってきた事業者や人材が、同様のビジネスを国内で行いやすくするため、規制・税制面でのボトルネックを除去するほか、金融資本市場の魅力向上やコーポレートガバナンス改革等に取り組む。国・地方公共団体・民間一体で、資産運用業等を始める外国人の法人設立・事業開始・生活立上げへのシームレスな支援、事前相談から登録・監督等までの新規海外運用会社等への英語対応、在留資格の緩和や優遇措置の拡充を図るほか、外国語対応可能な土業や教育・住居・医療等の生活面に係る情報発信を強化するなど安心して日本でのビジネスを検討できる環境を整備する」ことが謳われております。

以上のような政府の考え方を背景に、特に金融庁を中心として、海外資産運用業者の参入促進や国内の資産運用業等の活性化を目的とした諸施策が立案・実施されており、特に近時は、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の創設やキャリード・インタレストに関する税務上の取扱いの明確化といった注目すべき取組みも見られることから、本稿では、当局によるこれらの諸施策について概要の紹介をしたいと思います。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

## 二 これまでの諸施策の概観

金融庁<sup>1</sup>を中心とした各当局では、これまでも、日本の国際金融センターとしての地位の確立のため諸々の政策を実施してきており、まずは、それらのうち特に最近のものについて概観します。

### 1. 災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度

海外を拠点として活動を行う金融事業者のうち第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、その拠点を有する外国において発生した災害その他の事由<sup>2</sup>により当該外国における業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合に、金融庁長官の承認を受けることによって、金融商品取引業の登録を受けずに、一時的に日本国内において当該業務を行うことができるとする制度(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 16 条 1 項 17 号、同条 5 項から 11 項)であり、2020 年 7 月より施行されています。かかる承認については、事業者が、実際に災害等が発生した場合に備えて、あらかじめ当局と申請内容について相談を行い、実質的な審査を受け、実際に本邦で業務を行うことが必要となった時点で速やかに承認の判断を受けることも可能とされており<sup>3</sup>、海外金融事業者にとっては、BCP(事業継続計画)策定の段階において日本を避難地として考慮に入れることも考えられると思われれます。

なお、日本国内で業務を行うことができる期間は原則として 3 か月以内とされていますが、業務の継続が困難な状況が 3 か月で収束しない場合には、再度承認を受けることで、業務を継続することは可能とされています<sup>4</sup>。

### 2. 金融行政の英語化・ワンストップ化

日本の国際金融センター化に向けた取組みの一つとして、金融庁・財務局は、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」を 2021 年 1 月 12 日に開設いたしました。また、これと併せ、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正が行われ、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等<sup>5</sup>について、英語による提出が可能となりました(2021 年 1 月施行)。これらの取組み<sup>6</sup>によって、対象となる海外金融事業者は、金融商品取引業の登録手続から登録後の検査・監督までの各当局対応を英語によりワンストップで行うことが可能になったといえます。

### 3. 「投資運用業等 登録手続ガイドブック」などの公表

金融庁は、2020 年 1 月、投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続に関する情報提供を行うことを目的として、資産運用業に関連する主な事業スキーム毎に必要な登録種別等を、フローチャートや図解を用いてわかりやすく解説するとともに、登録審査手続及び登録要件の概要についても説明したガイドブックや、登録手続の事前相談において作成される「新規・変更

<sup>1</sup> 金融庁の国際金融センターに関する特設ページについては、[こちら](#)をご参照ください。

<sup>2</sup> 「災害その他の事由」の意義については、「外国において業務の継続が困難となる、又は困難となるおそれが生じる状況については、災害のほかにも様々な事由が考えられ、「事由」の範囲を特段限定しているものではありません」との説明がなされており、例えば疫病の蔓延(パンデミック)や政情不安等の理由であっても、ケースによっては「その他の事由」に含まれ得るものと考えられます(「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)」(2020 年 7 月 22 日)9 頁・32 番)。

<sup>3</sup> 金融庁「[災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関する Q&A](#)」(以下「本 Q&A」といいます。)(問 4)

<sup>4</sup> 本 Q&A(問 6)

<sup>5</sup> 具体的に英語で作成可能な書類については、金融商品取引業等に関する内閣府令 350 条 1 項及び 2 項並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件」をご参照ください。

<sup>6</sup> かかる取組みの具体的内容については、[こちら](#)をご参照ください(金融庁 HP)。

登録申請者の概要について(いわゆる「概要書」)の様式を公表しました<sup>7</sup>。また、東京都作成(金融庁監修)による、海外の資産運用業者やフィンテック企業が日本においてビジネスを展開する際の必要な手続きに関する英語解説書も公表されております<sup>8</sup>。

### 三 国際金融ハブ取引に係る税制措置

#### 1. キャリード・インタレストの税務上の取扱いの明確化

##### (1) 従前の議論・実務の状況

PE ファンドやベンチャーファンドにおけるゼネラル・パートナー(GP)に対しては、いわゆる管理報酬の他に、投資利益の一定割合が支払われることが通常であり、海外においては一般的に”carried interest”(キャリード・インタレスト)と呼ばれています。キャリード・インタレストは、海外では、通常、組合利益の分配としての性質を有するものと考えられていますが、我が国においては、従前より、「成功報酬」などとして、GP の業務(役務)に対する報酬として整理されることが多かったものと思われます。日本においてこのような整理がされてきた一つの理由は、所得税基本通達(36・37 共一19)(以下「本通達」といいます。)が、投資家の組合事業に係る利益又は損失の額は原則として組合契約等において定められた分配割合に従い認識されるとしつつ、当該分配割合が「各組合員の出資の状況、組合事業への寄与の状況などからみて経済的合理性を有していない場合には、この限りでない」としていることが挙げられます。すなわち、組合契約において定めたキャリード・インタレストに係る分配割合が「経済的合理性」を有するか否かが明確ではなく、結果として課税上の取扱いが不安定になるリスクがあるため、当該リスクを回避するためには、キャリード・インタレストを、組合利益の分配ではなく、報酬として取り扱う必要があったということも、上記取扱いの一因であったものと考えられます。

金融庁は、今般、国税庁にも照会のうえ、当該「経済的合理性」等の基本的考え方を明確にし、組合利益の分配としてのキャリード・インタレストについて、組合契約等において定められた分配割合に応じた構成員課税の対象になること(分配される組合利益が株式等の譲渡に基づくものである場合には、所得税法上、株式等の譲渡による所得として分離課税の方法により課税されること)の判定基準をとりまとめ、公表しました<sup>9</sup>。以下では、その概要について紹介します。

##### (2) 「経済的合理性」等の基本的考え方

経済的合理性の判断は、個々の組合について具体的に検討されることとなりますが、例えば、次の要件に該当する場合には、本通達の適用に関して、一般的には経済的合理性等を有しているとして、組合契約で定められた分配割合に応じた構成員課税の対象になるものとされています。なお、以下における「ファンドマネージャー」とは個人を指すものとします。

###### ① 「組合契約」について

- (a) 組合契約の締結及び組合財産の運用が各種の法令に基づいて行われていること  
組合契約の締結のほか、その契約の内容や組合財産の運用については、法的な合理性が担保されていることが前提となるとされています。
- (b) ファンドマネージャーが金銭等の財産を投資組合に出資していること  
キャリード・インタレストは、投資組合事業への貢献度合に鑑みファンドマネージャーが組合員として受け取る利益の分配であることから、金銭等の財産をその投資組合に出資することにより組合員としての資格を有することが必要であるものとされています。

<sup>7</sup> 「投資運用業等 登録手続ガイドブック」及び概要書の様式は、[こちら](#)で公表されています(金融庁 HP)。

<sup>8</sup> 英語解説書は、[こちら](#)で公表されています(東京都 HP)。

<sup>9</sup> この公表文については、[こちら](#)をご参照ください(金融庁 HP)。

## ② 「利益の分配」について

- (a) キャリード・インタレストが、組合契約上、利益の分配を規定する条項に定められていること  
 キャリード・インタレストが組合事業から生じる利益の分配としての性格を有することが組合契約上明らかにされていることが必要となります。このため、キャリード・インタレストについては、組合契約において利益の分配(distribution)や配分(allocation)を規定する条項に定められていることが必要とされています。

## ③ 「経済的合理性」について

- (a) 組合契約に定めている分配条件が恣意的でないこと  
 恣意的な分配条件でないといえるためには、その組合の組合契約はその組合の組合員全員の合意のもとに締結されたものであり、かつ、その組合の組合員は他の組合員と利害の対立する複数の者により構成されていることが必要とされています。ただし、キャリード・インタレストに関する規定について、例えば、ファンドマネージャーとその特殊関係者のみで決定・変更可能であるような場合には、分配条件が恣意的でないとはいえないことに留意が必要とされています。
- (b) 組合契約の内容が、一般的な商慣行に基づいていること  
 例えば、一般的に、一定のハードルレートに達するまで出資割合に応じた分配を行い、これを超えた場合の利益の分配につき、2割をファンドマネージャーに、残り8割をファンドマネージャー以外の組合員に分配するといった内容については、一般的な商慣行であることが示唆されています<sup>10</sup>。
- (c) ファンドマネージャーが投資組合事業に貢献していること  
 キャリード・インタレストは、組合事業への貢献度合に鑑みファンドマネージャーが組合員として受け取る利益の分配であることから、ファンドマネージャーが組合事業に貢献しているかどうか重視され、例えば、ファンドマネージャーが組合事業の投資意思決定に重要な影響を及ぼす権限を有し、組合事業に係る利益を生じさせるために実際にその権限を行使している場合には、投資組合事業に貢献していると考えられるとされています。

## (3) ファンドスキームとの関係

以上のとおり、「経済的合理性」等の内容の具体化が図られたことにより、キャリード・インタレストを構成員課税の対象とするための基準が相当程度明確化されたものということができ、実務的にも歓迎すべき内容と思われる。

なお、上記②①(b)のとおり、この公表文は、個人であるファンドマネージャーが組合員であることを前提としたものであり、主として、「Ⅲ 具体的事例」において提示されているような、個人であるファンドマネージャーが「業務執行に関する権限を有する特別なリミテッド・パートナー」として参加しているというスキームを想定したものと考えられます。そのため、この公表文における考え方が、他のスキームを採用するファンドにおいてどの程度妥当するのかについては必ずしも明確ではありません。もっとも、この公表文において提示された個々の判断要素自体は基本的に一般的な内容であるものと考えられますので、他のファンドスキームにおけるキャリード・インタレストの課税上の取扱いを検討する際にも、大いに参考にされるべきものと思われる。

## 2. 国際金融センター構想に関連する他の税制措置

## (1) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例

従前より、業績連動型の役員報酬を損金算入するためには、その算定方法について、有価証券報告書に記載することが必要とされていますが、有価証券報告書を提出していない一定の運用会社(特定投資運用業者)<sup>11</sup>も、業績連動型役員報酬の算定方法が事業報告書・説明書類に記載され公表されること、その他の一定の要件を満たす場合には、業績連動型の役員報酬を損金算

<sup>10</sup> 当然ながら、これと異なる割合による分配方法が一律に否定されるものではないものと考えられますが、どのような場合に「経済的合理性」を有しないと判断され得るかについては、ファンド組成ごとにあらかじめ十分に検討すべきと思われます。

<sup>11</sup> その事業年度の収益の額の合計額のうちに占める投資運用業に係る収益の額の合計額の割合が75%以上である法人(有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除く。)をいいます。

入することが可能とされました<sup>12</sup>。

## (2) 海外からの高度人材に係る国外財産に係る相続税・贈与税の特例

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、国内に居住する在留資格(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄に定める在留資格)を有する者は、その日本での居住期間にかかわらず、相続又は贈与等により取得する国外財産について相続税又は贈与税を課されないこととされました(従前は、相続開始又は贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以内であることが必要とされていました)。

## 四 海外投資家等特例業務・移行期間特例業務

海外投資家等特例業務・移行期間特例業務は、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において議論され、2020年12月に公表された報告書(「第一次報告 ―世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて―」)(以下「WG報告書」といいます。)において導入に係る提言がなされたものであり、いずれも、一定の投資運用業等について、金融商品取引業の登録をせずに届出のみで行うことを可能にするための制度となります。

海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の創設を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(以下「本改正法」といいます。)は2021年5月19日に国会で成立しておりますが、本稿作成時点において海外投資家等特例業務・移行期間特例業務に係る政府令は公表されていないため、以下に紹介する制度概要についても、詳細は今後の政府令案の公表を待つ必要があることにご留意ください。また、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務のいずれも、基本的には適格機関投資家等特例業務(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。))63条参照と類似した制度設計がなされていることから、以下では、適格機関投資家等特例業務との違いを中心に解説いたします。

なお、本改正法は公布日(2021年5月26日)から6か月以内に施行されるものとされています(本改正法附則1条)。

### 1. 海外投資家等特例業務の概要

#### (1) 制度趣旨

①外国法人は特定投資家であり、また、外国居住の個人は、一定の資産を保有する場合、投資に関する一定の知識・経験等を有すると考えられることから、ファンドの主な投資家が外国法人等の場合は、一般投資家を顧客とする投資運用業と同等の規制とする必要性は低いと考えられること、また、②外国法人等から適格機関投資家となるための届出がなされることは必ずしも期待できず、適格機関投資家等特例業務を利用できない場合があることを踏まえ、海外法人や一定の資産を保有する外国居住の個人を主な投資家とするファンドについては、適格機関投資家による出資を必須とせず、出資人数の制限もない形で、「届出」により日本国内で業務を行えるよう、新たな類型を整備することとされたものです。

#### (2) 制度概要

##### ① 海外投資家等特例業務の意義(金商法63条の8)

海外投資家等特例業務の構造は、基本的に適格機関投資家等特例業務と類似しており、組合型集団投資スキーム(金商法2条2項5号・6号)の自己運用及び自己募集・自己私募<sup>13</sup>を対象とするものですが、その投資家が「海外投資家等」の

<sup>12</sup> 租税特別措置法66条の11の2。もともと、同規定は、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」と同時に施行されることとされていますので、現時点では未施行です。

<sup>13</sup> ただし、海外投資家等特例業務は自己募集を含む点において、自己私募のみが認められている適格機関投資家等特例業務とは異なります。

みであることが必要となります。「海外投資家等」は、以下の者をいうものとされており、必ずしも適格機関投資家が含まれている必要はなく、また、出資人数の制限もない点において、適格機関投資家等特例業務に比して要件の緩和が図られているということができますが、自己運用を行う場合には、運用財産が主として(つまり、50%超が)非居住者から出資又は拠出を受けた金銭等である必要がある(逆に言えば、50%以下であれば、国内投資家も参加可能である)ことに留意が必要です。

- (a) 外国法人又は外国に住所を有する個人であって、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの。
- (b) 適格機関投資家(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。)
- (c) 海外投資家等特例業務を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者

海外投資家等以外の者を投資家とする一定の二層構造ファンド(金商法 63 条の 8 第 1 項 1 号イからハ)が除外されている点や、自己募集・自己私募を行う場合には譲渡制限が必要となる点などは、適格機関投資家等特例業務と類似の設計となっています。

## ② 要件

海外投資家等特例業務を行う場合には、あらかじめ、一定の事項を届出ることが必要となります(金商法 63 条の 9 第 1 項・2 項)。また、一定の欠格事由が存在することも適格機関投資家等特例業務と同様ですが、その具体的な内容については、主として以下の点において、適格機関投資家等特例業務に比べてハードルが高いものとなっております。

- (a) 海外投資家等特例業務を適確に遂行するために必要な人的構成及び社内体制の整備が必要(具体的な要件は内閣府令で定められる予定)(金商法 63 条の 9 第 6 項 1 号ロ・ハ)<sup>14</sup>
- (b) 国内における拠点の設置が必要(金商法 63 条の 9 第 6 項 2 号ロ・3 号ロ)<sup>15</sup>
- (c) 法人である場合は、(金融商品取引業者と同様に)主要株主について一定の要件を備える必要がある(金商法 63 条の 9 第 6 項 2 号ホ・ヘ)

## ③ 行為規制(金商法 63 条の 9 第 8 項)

基本的に、適格機関投資家等特例業務と同様であり、広範な行為規制が適用されていますが、海外投資家等特例業務には、上記②(a)と同様の趣旨から、金商法 35 条の 3(業務管理体制の整備)も対象とされている点に留意が必要です。

## 2. 移行期間特例業務の概要

### (1) 制度趣旨

「海外規制の下で現に海外の資金のみを運用する事業者が、本邦市場に参入する場合、現行制度上、登録手続に一定の時間を要するが、海外規制や業務実績(トラック・レコード)を勘案した参入手続を整備することにより、そのような事業者の本邦市場への受入れを促進する」ことが可能となることから、「海外の資金のみを運用する事業者が、海外で一定の業務実績(トラック・レコード)があり、一定の海外当局による許認可等を受けていることを勘案した上で、日本で「登録」等を得るまでの一定の期間に関し、海外で既に行っている投資運用業等について、「届出」により、引き続き日本国内で業務を行えるよう、新たな特例を整備」したも

<sup>14</sup> WG 報告書(7 頁・脚注 16)においては、「通常の投資運用業者については、金融商品取引業を適確に遂行するための人的構成を有し、必要な体制整備を行うことが参入要件(欠格事由)とされているところ、本件新たな特例においても、適切な人的構成を有し、必要な体制整備を行っていることを法令上手当てすることが適当と考えられる」とされています。

<sup>15</sup> 具体的には、法人の場合は、外国法人であって国内に営業所又は事務所を有しない者が、また、個人の場合には、外国に住所を有する者(適格機関投資家等特例業務では、代理人を定めていれば、外国に住所を有する者でも可)が、それぞれ、欠格事由とされています。この点については、WG 報告書(8 頁・脚注 9)において、「海外の投資運用業者の日本への受入れを促進する趣旨や後述の当局による監督対応等の必要性の観点から踏まえれば、参入する事業者に対し、日本国内における拠点設置を求めることが適当と考えられる」との説明がされています。

のであり(WG 報告書(7 頁))、海外運用事業者の日本参入を促進するための政策的な制度と位置付けられております。

## (2) 制度概要

### ① 移行期間特例業務の意義(金商法附則 3 条の 3 第 1 項・5 項)

移行期間特例業務の主体は「外国投資運用業者」であり、その定義は「外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行う者」(金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者を除く。)とされています。移行期間特例業務は、かかる外国投資運用業者が、国内に設ける営業所又は事務所において、以下の行為のいずれかを業として行うこととされています(基本的には、(a)海外拠点において行っている運用業務と同様の運用行為、及び、(b)その自己の運用しているファンドの投資勧誘行為ができるということになります。)

#### (a) 外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業に係る以下の行為(運用行為)

##### (i) 投資一任業務

海外投資家等を相手方として投資一任契約に基づき行う投資一任業務(金商法 2 条 8 項 12 号に掲げる行為)

##### (ii) 外国投資信託委託業務

海外投資家等のみが投資家である外国投資信託の運用業務(金商法 2 条 8 項 14 号に掲げる行為)

##### (iii) 外国ファンド自己運用業務

海外投資家等のみが投資家である外国籍の組合型集団投資スキーム(金商法 2 条 2 項 6 号)の自己運用業務(金商法 2 条 8 項 15 号に掲げる行為)

#### (b) 上記(a)に掲げる行為に関する以下の行為(投資勧誘行為)

##### (i) 投資一任業務に関する投資勧誘行為

上記(a)(i)の行為に関して海外投資家等を相手方として行う、外国投資信託の受益証券(金商法 2 条 1 項 10 号)、外国投資証券(金商法 2 条 1 項 11 号)又は外国籍の組合型集団投資スキームに係る権利の募集の取扱い又は私募の取扱い

##### (ii) 外国投資信託委託業務に関する投資勧誘行為

上記(a)(ii)の行為に関して海外投資家等を相手方として行う、外国投資信託の受益証券の募集又は私募

##### (iii) 外国ファンド自己運用業務に関する投資勧誘行為

上記(a)(iii)の行為に関して海外投資家等を相手方として行う、外国籍の組合型集団投資スキームに係る権利の募集又は私募

また、外国投資運用業者の子会社が、国内の営業所又は事務所において、親会社である当該外国運用業者を相手方として行う投資一任業務についても、移行期間特例業務に関する規定が準用されます(金商法附則 3 条の 3 第 7 項)。

上記の「海外投資家等」は、(政府令で定められる内容によりますが)海外投資家等特例業務における定義とは異なっており、基本的に国内投資家を含む適格機関投資家等は除かれていることに留意が必要です(金商法附則 3 条の 3 第 6 項)。具体的には、以下のとおりです。

#### (a) 外国法人又は外国に住所を有する個人

#### (b) 移行期間特例業務を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者

#### (c) 上記(a)(b)に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

海外投資家等以外の者を投資家とする一定の二層構造ファンド(金商法附則 3 条の 3 第 5 項 1 号イ(1)から(3))が除外されている点や、投資勧誘行為を行う場合には譲渡制限が必要となる点などは、適格機関投資家等特例業務・海外投資家等特例業務と類似の設計となっています。

② 要件

移行期間特例業務を行う場合には、あらかじめ、一定の事項を届出ることが必要となります(金商法附則3条の3第1項)。また、一定の欠格事由(上記1(2)①(a)から(c)の各事由も含みます)が存在することも適格機関投資家等特例業務・海外投資家等特例業務と同様ですが、移行期間特例業務は、上記(1)制度趣旨のとおり、「海外の資金のみを運用する事業者が、海外で一定の業務実績(トラック・レコード)があり、一定の海外当局による許認可等を受けていること」に依拠した特例であることから、それらの趣旨を踏まえ、以下の要件が追加されています。

- (a) 外国(投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。以下同じ。)の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき金融商品取引業の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けていること(金商法附則3条の3第3項1号イ)
- (b) 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間が経過していること(つまり、一定のトラック・レコードがあること)(金商法附則3条の3第3項1号ロ)
- (c) 主として株式・新株予約権その他の政令で定める有価証券に対する投資として運用対象財産の運用を行うものでないこと(金商法附則3条の3第3項1号ヘ)<sup>16</sup>

③ 行為規制(金商法附則3条の3第4項、金商法63条の9第8項)

基本的に、海外投資家等特例業務の規定が準用されておりますが、投資一任業務等も移行期間特例業務の対象であることに鑑み、金商法38条の2も含まれています。

④ 時限措置

移行期間特例業務は、あくまで政策的な目的で創設された時限措置であるため、一定の期間制限が設けられております。具体的には、移行期間特例業務に係る届出は、本改正法施行日から5年以内に行う必要があり(金商法附則3条の3第2項)、かつ、当該届出がなされてから5年間の経過するまでの期間のみ業務が実施可能となります(同条1項)。



かわまた よしはる  
河俣 芳治

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y.kawamata@nishimura.com](mailto:y.kawamata@nishimura.com)

2004年弁護士登録。2002年慶應義塾大学法学部卒業、2011年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.(Banking & Financial Law))。2012年ニューヨーク州弁護士登録。2011年から2012年まで三菱UFJ銀行米州法務室(在ニューヨーク)出向。現在、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士。投資ファンドの組成を含む金融取引、金融商品取引業その他の金融関連規制への対応等を主要な業務分野とする。



しもだ あきひろ  
下田 顕寛

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a.shimoda@nishimura.com](mailto:a.shimoda@nishimura.com)

2007年弁護士登録。2004年慶應義塾大学法学部卒業。投資ファンドの組成・運用、ベンチャー・ファイナンスその他の各種エクイティ・ファイナンス、アセットファイナンス、不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス、買収ファイナンスなど、各種の金融取引を幅広く行うとともに、金融機関における各種金融関連規制を取り扱う。2018年4月から2020年9月まで、金融庁総合政策局総合政策課において勤務し、資産運用業及びFinTech関連業務に従事。

<sup>16</sup> 実際に対象となる有価証券は政令の公表を待つ必要がありますが、「ファンド全体として主な運用対象が海外有価証券であること(ファンド全体として運用対象とする国内有価証券の割合が50%未満であること)等を勘案する」ものとされているため(WG報告書(7頁))、国内の有価証券が列挙されることになるものと予想されます。